

大阪市道路損傷事故復旧事務取扱要綱

大阪市道路損傷事故復旧事務取扱要綱を次のように定める。

(通則)

第1条 道路を常時良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないよう、道路法（昭和27年法律第180号）第22条第1項及び第58条第1項に規定する他の行為のうち交通事故等（以下「損傷事故」という。）により必要を生じた道路に関する工事（以下、「原因者工事」という。）は、この要綱により速やかな対応に努めるものとする。

(調査及び記録)

第2条 工営所長は、損傷事故を発見したとき、又は通報を受けたときは、直ちに交通処理その他適切な処置を行うとともに、交通管理者（警察署）の協力を得つつ、損傷事故原因及び道路施設の損傷状況等を調査する。

2 工営所長は、前項の調査をもとに、本人若しくは、交通管理者（警察署）からの情報または、必要に応じて自動車安全運転センターへの「交通事故証明書」の発行申請により、道路施設を損傷若しくは汚損した者（以下「行為者」という。）又は損傷事故について責任を有する者（以下「損傷事故責任者」という。）を特定する。

3 工営所長は、道路損傷事故調査票・管理簿（以下「調査票」という。）（別記様式1）を作成するとともに、道路損傷事故復旧事務が完結するまでの事務処理の過程を記録しておかなければならない。なお、道路管理者により原因者工事を施行する場合で、且つ請負工事で行うと判断した場合は、調査票により工事等発注主管課長に報告するものとする。

(現認書の徵取)

第3条 工営所長は、前条の調査の結果、行為者が判明した損傷事故については、行為者若しくは損傷事故責任者（以下「行為者等」という。）から道路損傷現認書（以下「現認書」という。）（別記様式2）を徵取するよう努め、前条に規定する調査票に添付するものとする。

(原因者工事の施行者)

第4条 原因者工事の施行者は、次の区分により決定するものとする。

ただし、安全対策のための応急復旧工事は、道路管理者により行うものとする。なお、道路管理者により原因者工事を施行する場合で、工営所長が必要と判断した場合は、調査票により工事等発注主管課長に報告するものとする。

一 行為者判明のもの

前条の現認書若しくは交通事故証明書を徵取後、道路法第22条第1項の規定に基づく行為者等による施行、あるいは、道路法第58条第1項の規定に基づく道路管理者による施行について精査・判断のうえ、原因者工事の施行者を決定するものとする。

二 行為者不明のもの

道路管理者により、原因者工事を施行するものとする。

(原因者負担金納付命令等)

第5条 工営所長は、原因者工事を前条第一号により道路管理者が施行すると判断したときは、行為者等に工事施行連絡書（別記様式3）により、原因者工事を道路管理者が施行し、その費用を行為者等に負担させる旨を予め連絡する。

2 工営所長は、前項による工事完了後、原因者工事に要する費用を算定し、行為者等に説明のうえ工事原因者負担金納付命令書（別記様式6）により、負担金の納付を命ずるものとする。

3 原因者負担金の算出については、工営所長から原因者負担金算出依頼書（別紙様式4）により、工事等発注主管課長に依頼するものとする。工事等発注主管課は、負担金の算出にあたり、当該原因者工事に要する復旧工事費に撤去する旧施設材（以下「発生品」という。）の評価額を控除し、事務費および消費税を加え、原因者負担金算出回答書（別紙様式5）により、工営所長へ回答するものとする。

4 復旧工事費の範囲は、必要を生じせしめた限度とし、機能回復を原則として経年による減価分は考慮しないものとする。

5 事務費は、原因者工事の設計・発注や施行監督及び負担金徴収事務に関する必要経費とし、その額は、受託道路工事費用負担要綱に準ずるものとする。

(工事施行命令等)

第6条 工営所長は、原因者工事を第4条第一号により行為者等に施行させると判断したときは、工事施行命令書（別記様式7）により原因者工事の施行を命ずるものとする。

2 工営所長は、工事の施行について必要な指示を行い、復旧後はその確認のうえ復旧工事完了確認及び引継書（別記様式8）を交付し、引継ぎを受けるものとする。

3 工営所長の承諾を得ることなく、行為者等が原因者工事を復旧期限までに完了しない場合は、工事施行命令取消通知書（別記様式9）により第1項の命令を取り消し、前条第2項から第5項の規定に基づく処理に切り替えることができるものとする。

(原因者工事施行後行為者が判明した場合の準用)

第7条 第4条第二号の規定により行為者不明として、道路管理者により施行した原因者工事で、工事施行後、行為者が判明した場合の措置は、第3条、第5条の規定を準用する。

ただし、第5条第1項の工事施行連絡書に関する規定は適用しない。

(原因者工事施行状況の提出)

第8条 工営所長は、四半期毎に、原因者工事の施行状況について、当該四半期分及び当該四半期までの累計分をとりまとめ、翌月の5日までに道路附属物等原因者工事施行状況報告書（別紙様式10）により企画部工務課長に提出しなければならない。

(被害届)

第9条 工営所長は、損傷事故が発生したときは、必要に応じて所轄警察署長に被害届(別記様式11)を提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 「大阪市道路損傷事故復旧事務取扱要綱」[平成14年1月改正]（以下「前要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱適用の際、すでに原因者工事の施行者が決定している損傷事故については、前要綱に基づき対処する。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から適用する。
- 2 「大阪市 押印見直し方針」（令和2年12月25日）に基づく押印欄の削除に伴う様式変更。

様式 1

工営所長	事務総括担当課長	土木担当課長代理	管理係長	行政担当係長	工区担当係長	管理担当係員	工区担当係員

道路損傷事故調査票・管理簿

		交通事故受理番号	
損傷事故発生年月日		年 月 日 時頃	納付命令を行う権利の時効日 年 月 日
損傷事故の場所		(道路名称) 大阪市 地先 目標物等	
損傷物件・数量			
道路損傷現認書		送付日 年 月 日	徴取日 年 月 日 <input type="checkbox"/> :無
交通事故証明書		依頼日 年 月 日	徴取日 年 月 日 <input type="checkbox"/> :不要
行為者	住所		連絡先
	ふり 氏 名		生年月日
	勤務先		
損傷事故 責任者	住所		連絡先
	ふり 氏 名		行為者との関係
原因			
自動車等の種類・番号		車両車種等	車両ナンバー
応急処置状況			
その他参考事項			
保険会社	保険加入の有無	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無	証券番号
	会社名		ふりがな 担当者
	住所		連絡先

現 場 写 真

様式2

年 月 日

大阪市長

様

[行為者] 住 所〒

(フリガナ)

氏 名 _____

電話番号 (_____ - _____ - _____)

生年月日

勤務先名

住 所〒

電話番号 (_____ - _____ - _____)

道 路 損 傷 現 認 書

次のとおり、道路を損傷したことに相違ありません。

記

1 損傷年月日 年 月 日 時 分頃

2 損傷場所 地先

3 損傷物件・数量

4 車両登録番号 (自家用・事業用)

5 車両所有者 (行為者との関係)

6 損傷事故責任者 住 所〒
(フリガナ)
氏名または
法人代表者名

電話番号 (_____ - _____ - _____)
担当者名・所属名
行為者との関係

7 保険会社等 ①任意保険への加入 有 (証券番号) • 無
連絡先 住 所〒
会社名
電話番号 (_____ - _____ - _____)
担当者名

第 号
年 月
日 日

[行為者]

住所

氏名 様

大阪市長

工 事 施 行 連 絡 書

次の道路損傷行為に係る原因者工事は本市において直接復旧し、これに要した費用は、道路法第 58 条第 1 項の規定に基づき費用を求める旨を予告しておく。

記

1 損 傷 場 所 : 地先

2 損 傷 年 月 日 : 年 月 日

3 行 為 者 : :

4 損傷物件・数量 : :

(道路法抜粋)

第 58 条第 1 項

工営所

所在地 :

(電話

)

第 号
年 月 日

様

工営所長

原因者負担金算出依頼書

別添、道路損傷事故調査票・管理簿（様式1）の道路損傷事故が発生し、復旧工事は

〔 本工営所による直営工事】
〔 課 担当（既発注の 工事・ 新規工事）〕

において施行したいので、原因者負担金について算出願います。

備考

- (注) 1. 〔 本工営所による直営工事】
〔 課 担当（既発注の 工事・ 新規工事）〕
の欄について、復旧工事に応じ「レ点」を付すこと。
2. 本書による依頼には、道路損傷事故調査票・管理簿（様式1）にあわせ、復旧平面図等を添付すること。

第 号
年 月 日

工営所長 様

原因者負担金算出回答書

年 月 日付け 第 号で依頼のありました、原因者負担金算出依頼書について、次のとおり原因者負担金を回答します。

原因者負担金 ¥

(内 訳)

1. 復旧工事費 ¥

2. 控除額 ¥

スクラップ等の控除

3. 事務費 ¥

1、2にかかる事務費

(受託道路工事費用負担要綱による)

4. 消費税 ¥

1、2、3にかかる消費税

[行為者]

住所

氏名 様

大阪市長

印

工事原因者負担金納付命令書

次の道路損傷行為に係る原因者工事の負担金は￥_____と決定したから、別途本市が発行する納入通知書により、指定期日までに納付するよう、道路法第58条第1項の規定に基づき命令する。

記

1 損傷場所 :

地先

2 損傷年月日 : 年 月 日

3 行為者 :

4 損傷物件・数量 :

5 負担金 : ￥

(内訳)

復旧工事費￥_____ 控除額￥_____ 事務費￥_____ 消費税￥_____

工営所

所在地 :

(電話

)

○ご注意

本状の指定期日までに負担金の納付がなかったときは、道路法第73条第2項及び第3項の規定により、延滞金及び手数料を加算し、また強制徴収する。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この書面を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して、審査請求をすることができる。(なお、この書面を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この書面を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に大阪市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この書面を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

第58条第1項

第73条第2項～第4項

(道路法施行令抜粋)

第36条第1項及び第2項

[行為者]

住所

氏名 様

大阪市長

印

工事施行命令書

次の道路損傷行為に係る原因者工事を別記により施行するよう、道路法第22条第1項の規定に基づき命令する。

記

1 損傷場所 : 地先

2 損傷年月日 : 年 月 日

3 行為者 :

4 損傷物件・数量 :

(道路法抜粋)

第22条第1項

(別記)

指 示 事 項

- 原因者工事は、行為者又は専門業者によって施行するものとし、あらかじめ本市 工営所長の承認を受けること。
- 復旧期限は、 年 月 日とする。
- 工事の施行にあたっては、 工営所長に施工計画書・着手届を提出し、指示を受けること。
又、工事が完了したときは、完了届を提出し検査を受けること。
- 完了検査に合格しないときは、ただちに手直し等を行うこと。
- 工営所長の承諾があれば、2の復旧期限を延期することができる。

工営所

所在地 :

(電話)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この書面を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して、審査請求をすることができる。(なお、この書面を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この書面を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に大阪市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この書面を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

年 月 日

警察署長 様

大阪市建設局 工営所長
(担当 :)

道路損傷復旧の施行について (通知)

標題について、行為者に道路損傷行為に係る原因者工事の施行を命令しましたので、通知します。

(意見欄)

第 号
年 月
日 日

(行為者)

住 所

氏 名 様

大阪市長

復旧工事完了確認及び引継書

年 月 日付け 第 号で命じた道路損傷行為に係る復旧工事について
は、 年 月 日の検査により完成と認め、道路（道路附属物）として引継ぎを受けた
ので本書を交付します。

記

1 行 為 者 :

2 工事施行者 :

3 場 所 :

4 引継ぎ物件 :

(別記)

引継ぎ日から2年までの間に、この工事の瑕疵により引継ぎを受けた道路（道路附属物）が損傷したとき
は、被命令者の負担で補修を行うこと。

第 号
年 月 日

[行為者]

住所

氏名 様

大阪市長

印

工事施行命令取消通知書

年 月 日付 第 号により命じた工事施行命令については、復旧期限内を超過したため、工事施行命令を取り消すこととしたので通知する。

そのため、次の道路損傷行為に係る原因者工事は本市において直接復旧し、これに要した費用は、道路法第58条第1項の規定に基づき費用の負担を求める旨を予告しておく。

記

1 損傷場所 : 地先

2 損傷年月日 : 年 月 日

3 行為者 :

4 損傷物件・数量 :

(道路法抜粋)

第58条第1項

第73条第2項～第4項

(道路法施行令抜粋)

第36条第1項及び第2項

工営所

所在地 :

(電話

)

様式10

道路付属物等原因者工事施行状況報告書

年度發生

(第 四半期時点)

第 号
年 月
日

警察署長様

大阪市長

印

被　　害　　届

本市は管理する道路について、次のとおり被害を受けましたので届け出ます。

記

1 事故発生年月日　　: 年　　月　　日　　時　　分頃

2 損傷場所　: 地先

3 損傷物件・数量　:

4 概算被害額　:

5 行為者　: 住所
　　氏名
　　職業(勤務先)　　年齢:　歳

6 自動車等の種類・番号　:

7 事故発生原因及び状況　:

[参考様式1]

年 月 日

施工計画書・着手届

(提出先)

大阪市長

(○○工営所長)

(行為者)

〒

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号の工事施行命令により、施工計画書を提出します。

なお、復旧工事完了後の施設は貴市に帰属し、引継ぎ後2年以内に当該工事の瑕疵に起因する損傷が生じた場合は、行為者の責任において直ちに修繕します。

復旧工事が必要となった経緯				
施工場所	大阪市 区			
損傷物件	工事種別		数量	単位
工事の期間	年 月 日から		年 月 日まで	日間
施工方法	施工業者 住 所 業者名 担当者 電話番号			
添付書類	位置図・平面図・断面図・仕様書・沿道土地利用計画書 その他 ()			
※本市 記入欄	立会日 : 年 月 日		受付印	

本届出前には、必ず所轄工営所担当者の事前立会・調整を受けてから提出してください。

工事完了届

年 月 日

(提出先) 大阪市長

(行為者) 住 所

氏 名

担当者

TEL

施工場所	区				
施行命令番号	年	月	日	付け	大建 第 号
工事期間	年	月	日	～	年 月 日
竣工立会日	年	月	日		
立会者名	大阪市建設局	工営所			
連絡先	大阪市建設局	工営所	〒	TEL	
備考	工事終了後、本市にて現場確認し、道路の復旧状況に応じて現場立会をお願いする場合があります。				
竣工写真	工事完了届につきましては次の工事写真の添付が必要となります。 施工前、施工中各工程（特に不可視部分となるもの）、施工完了後 ※工事完了届には位置図も添付してください。				